

鳥取市指定保護地区及び保存樹木等保全事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市自然保護及び環境保全条例（昭和47年鳥取市条例第29号。以下「条例」という。）第26条の規定により、良好な自然環境の保護地区及び保存樹木等の保全のため、権利者等が保全措置を行う場合に補助金を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護地区 条例第13条第1項により指定された地区等をいう。
- (2) 保存樹木等 条例第13条第2項により指定された樹木又は樹木の集団をいう。
- (3) 保 全 保護地区又は保存樹木等が、外因に脅かされることなく、そのものが将来的に生息し、かつ、生態を維持できるよう、周辺一帯を含めて良好な自然環境を保つことをいう。
- (4) 保全措置 保護地区又は保存樹木等を保全するための行為で、次のものをいう。
 - ア 隣接地からの倒木等の除去、流入土砂の除去、病虫害の駆除又は防除等保護地区又は保存樹木等の生息又は生態を脅かす障害物又は妨害物等を取り除くこと。
 - イ 倒木又は枝折れ防止措置、土砂流出防止措置、防風措置等保護地区又は保存樹木等の生息及び生態環境並びに周辺環境を整えること。
 - ウ 病虫害の駆除等のため、保護地区又は保存樹木等が良好な状態で保全できる範囲において、その一部の樹木等を伐採すること。
 - エ その他保護地区又は保存樹木等を保全するために必要な措置
- (5) 樹木医 財団法人日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として認定された者をいう。
- (6) 樹木診断 樹木の樹勢、病気（病虫害）、損傷、腐朽、土壌及び根系の状態を調べるために樹木医によって行われるカルテ作成及び精密診断をいう。
- (7) 樹木治療 樹木医による診断の結果、樹勢の衰退が認められた樹木の樹勢回復を目的として行われる腐朽菌蔓延患部及び病虫害部分の切除、患部枝のせん定及び患部枯枝の除去、土壌の改善及び発根促進、枝及び幹等の外科手術、支柱及び保護柵の設置等の周辺環境の整備をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保護地区又は保存樹木等の権利者等が行う保全措置並びに樹木医による樹木診断及び樹木治療とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する補助事業を行う者で、保護地区又は保存樹木等の権利者等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助対象事業の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表対象経費の欄に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、その額は1事業者50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第5条、6条関係）

補助対象事業	対象経費	補助率	限度額
指定保護地区及び保存樹木等の保全措置	指定保護地区及び保存樹木等の保全措置に係る経費のうち、10万円以上のもの	100分の50	50万円
指定保護地区及び保存樹木等の樹木診断、樹木治療	指定保護地区及び保存樹木等の樹木診断、樹木治療に係る経費のうち、1万円以上のもの		